

福岡市葬祭場「刻の森」整備事業

各業務仕様書

【訂正版 2025. 5. 22】

【訂正版 2025. 9. 9】

令和 7 年 4 月 10日

福岡市

目 次

- ・設計業務委託共通仕様書
- ・設計業務特記仕様書
- ・工事業務特記仕様書
- ・建築改修工事特記仕様書
- ・電気設備工事特記仕様書
- ・機械設備特記仕様書
- ・火葬炉機械設備工事特記仕様書
- ・火葬炉電気設備工事特記仕様書
- ・工事監督業務委託共通仕様書
- ・工事監督業務特記仕様書
- ・委託説明書（建築・設備・火葬炉）
- ・現場説明書（建築・設備・火葬炉）
- ・現場説明書（工事監督業務）

設計業務委託共通仕様書

第1章 総則

1.1 適用

1. 本共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、設計業務(建築の意匠及び構造、電気設備、機械設備、火葬炉機械設備、火葬炉電気設備、敷地内屋外整備の基本計画、基本設計、実施設計及び積算をいうものとし、以下「設計業務」という。)の委託に適用する。
2. 設計図書とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいい、これらは、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の間には相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 別冊の図面
 - (4) 特記仕様書
 - (5) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1.2 用語の定義

設計図書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、福岡市をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
3. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、発注者が定めた者をいう。
4. 「検査員」とは、設計業務の完了の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。
5. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書又は請書及び設計図書をいう。
7. 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
8. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
9. 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
10. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
11. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
12. 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
13. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
14. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
15. 「報告」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
16. 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
17. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

18. 「提出」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
19. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
20. 「検査」とは、契約図書に基づき、設計業務の完了の確認をすることをいう。
21. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
22. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
23. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記仕様書による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記仕様書による。

第3章 業務の実施

3.1 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後10日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3.2 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手に当たり、設計図書又は監督員の指示を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

3.3 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、特記仕様書による。
2. 受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3.4 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。

3. 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受け、業務完了後10日以内に登録の手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

3.5 業務工程表

受注者は、契約締結後10日以内に業務工程表を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めた場合は除く。

3.6 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3.7 再委託

1. 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理等主たる部分を、再委託してはならない。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者は福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び、設計業務委託契約書第44条の2第1項第1号から第8号までのいずれかに該当する者であってはならない。
5. 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

3.8 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときはその使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者が、特許権等の対象となっている履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ受注者がその存在を知らなかったときに、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。この場合、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

3.9 監督員

1. 発注者は、監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督員が指示、承諾、協議等の職務を行うときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
4. 監督員は、口頭による指示等を行った場合は、書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3.10 管理技術者

1. 受注者は、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 管理技術者の資格要件は、設計図書による。

3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 受注者は、業務の技術上の管理及び統括等の管理技術者の権限を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3.11 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記仕様書による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
5. 受注者は、貸与資料を本設計業務以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

3.12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3.13 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
3. 受注者が、関係官公庁等から指導及び指摘等を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行わなければならない。

3.14 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び設計図書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

3.15 条件変更等

受注者は、設計図書に明示されていない事項等が生じた場合、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

3.16 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合

3.17 履行期間の変更

1. 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2. 受注者は、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
3. 受注者は、履行期間を変更した場合は、修正した業務工程表を10日以内に発注者に提出しなければならない。

3.18 修補

受注者は、監督員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。

3.19 設計業務の成果物

1. 成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
2. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
3. 受注者は、設計図書に規定がある場合又は監督員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。
4. 成果物は、紙または電子データとし、電子データはCD-R又はDVD-Rにて納品する。
5. 電子成果物の図面データのファイル形式は、SXF(sfc)、オリジナル、PDFまたはTIFF形式とする。ただし、この形式により難しい場合には、あらかじめ、監督員と協議し、承諾を得ること。

3.20 検査及び引渡し

1. 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
2. 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
3. 発注者は、前項の検査によって設計業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
4. 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを設計業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
5. 受注者は、設計業務が完了検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計業務の完了とみなす。

3.21 引渡し前における成果物の使用

受注者は、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

この場合においては、3.22 著作権の譲渡等に関する規定を準用する。

3.22 著作権の譲渡等

1. 受注者は、成果物（発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分に係る成果物及び成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるとき、発注者が部分引渡しを請求した引渡部分に係る成果物を含む。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）若しくは構造物（以下「本件構造物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）

のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2. 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
 - (1) 成果物又本件建築物若しくは本件構造物の内容を公表すること。
 - (2) 発注者が成果物の利用目的の実現のために必要な範囲（増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等含む）で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 本件建築物又は本件構造物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本件建築物又は本件構造物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
3. 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 成果物又は本件建築物若しくは本件構造物の内容を公表すること。
 - (2) 本件建築物又は本件構造物に受注者の実名又は変名を表示すること。
4. 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
5. 受注者は、発注者が承諾した場合には、成果物を複製し、又は翻案することができる。
6. 発注者は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
7. 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

設計業務特記仕様書

1. 設計概要・期間

公募要綱のとおり

なお、業務の着手日については市と協議する

2. 設計業務の範囲

別表のとおり

3. 契約不適合責任期間

工事完成後2年間

4. 提出図書（設計成果物）

①設計図書	1式
②構造計算書等	1式
③積算内訳書（根拠資料含む）	1式
④打合せ議事録	1式
⑤施設台帳	1式
⑥製本図面（2つ折り縮小）	1式
⑦建築設計チェックリスト	1式
⑧関係法令に基づく申請図書	1式
⑨火葬炉設備に係る長期修繕計画	1式
⑩①～⑤、⑦～⑨の電子データ	1式

5. 資料の貸与

公募要綱のとおり

6. 注意事項等

- ・本仕様書における「業務水準」とは要求水準書による。
- ・共通仕様書に定める管理技術者のほか、管理技術者のもとで業務を担当する「担当技術者」（建築・電気・機械・火葬炉各1名以上）を選任すること。
- ・管理技術者と担当技術者は兼ねてもよい。
- ・設計にあたっては、綿密に現地調査を行うこと。
- ・関連法規を遵守の上、設計業務を行うこと

- ・設計にあたっては、監督員と十分に協議すること。
- ・設計における各段階及び完了時に図面等で監督員の精査を受けること。
- ・「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」に基づいて設計を行い、「環境配慮対策チェックシート」により導入した環境配慮事項の確認を行うこと。
- ・設計業務着手後10日以内に、設計業務工程表を発注者に提出すること。
- ・設計チェックリストを要領に従い提出すること。
- ・設計成果物は、次の工事区分ごとにまとめること（ただし、提案内容によってはこの限りではない）

建築工事、電気設備工事、空気調和設備工事、 火葬炉機械設備工事、火葬炉電気設備工事
--

- ・工事特記仕様書は、本市の「外壁改修工事特記仕様書」、「建築改修工事特記仕様書」、「電気設備工事特記仕様書」、「機械設備工事特記仕様書」の最新版、及び「火葬炉機械設備工事特記仕様書」、「火葬炉電気設備工事特記仕様書」を用いること。
- ・図面及び内訳書の作成にあたっては、構成（目次）・用語・略号、縮尺等について、事前に監督員と協議し、指示に従うこと。
- ・内訳書、明細書、代価表類を作成し、エクセル及びPDFデータを提出すること。
- ・拾い書類はエクセルにて作成し、必要な箇所にリンクをかけて提出すること。
- ・内訳書作成に必要な見積徴収を行うこと。
- ・設計図書は各種工事ごとにまとめること。
- ・関係部署との協議については、その都度、必ず議事録を作成し、監督員へ提出すること。
- ・業務の一部を第三者へ委託しようとするときは、あらかじめ「再委託承諾申請書」を監督員へ提出し、承諾を得ること。
- ・本業務実施にあたっての適用基準等は要求水準書による。
- ・必要に応じて、指定管理者と協議・調整を行うこと

7. 電子納品

- ・本業務は、電子納品対象業務とする。（電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいい、電子データとは「福岡市電子納品手引き 建築・設備業務編」（以下、「電子納品の手引き」という。）に基づいて作成されたものを指す。）
- ・業務完成時の提出物は、従来どおり「紙」による成果品とともに、「電子納品の手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R 又はDVD-R）資料として提出

すること。

8. 労働環境改善の試行の取り組みに関する特記仕様書

- ・本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行う試行業務である。
- ・取り組み内容については、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整の上取り組めるものを設定し実施すること
 - (1) 月曜日は依頼の期限日としない
 - (2) 金曜日は依頼しない
 - (3) 週1回以上は定時に帰るよう心がける
 - (4) 17時以降の打合せは行わない
 - (5) その他、取り組みが必要と思われる内容

9. 共通仕様書の読み替え

- ・建築設計業務委託共通仕様書に記載の内容を、以下のとおり読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
委託契約	設計・施工一括契約
6. 「契約図書」とは、契約書又は請書及び設計図書をいう	6. 「契約図書」とは、契約書又は請書及び要求水準書をいう
設計図書	要求水準書
設計業務委託契約書第44条の2	設計・施工一括契約書第124条
契約締結後	設計業務着手後

委託内容の説明（本件対象項目は右に「○」、対象外項目は「－」）			
業務内容の項目			
基本設計	設計条件等の整理	条件整理	－
		設計条件の変更等の場合の協議	－
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	基本設計方針の策定	総合検討	－
		基本設計方針の策定及び建築主への説明	－
	基本設計図書の作成		○
	概算工事費の検討		－
基本設計内容の建築主への説明等		○	
実施設計	要求の確認	建築主の要求等の確認	○
		設計条件の変更等の場合の協議	○
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	実施設計方針の策定	総合検討	○
		実施設計のための基本事項の確定	○
		実施設計方針の策定及び建築主への説明	○
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	○
		建築確認申請図書の作成	○
概算工事費の検討		－	
実施設計内容の建築主への説明等		○	
意図伝達	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		－
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		－
上記以外で本委託に含まれる項目			
積算業務	○	建築物省エネ法の計画作成	○
建築確認申請手続業務	－	建築物省エネ法の一次エネルギー消費計算業務	－
補助申請に係る申請及び協議	－	火葬炉設備に係る長期修繕計画(30年間)	○
CASBEE申請	－	－	
施設台帳(電子データ)	○	模型等作成	－
リサイクル計画書	○	透視図作成	－
防災拠点等の設計、検討	－	住宅性能評価申請手続き・手数料	－
ライフサイクルCO2検討	－	営繕積算システム(RIBC)利用料(1か月)	－
既存建物調査	○	－	

工事業務特記仕様書

1. 設計概要・期間

公募要綱のとおり

なお、業務の着手日については市と協議する

2. 適用する特記仕様書

- ・ 建築工事特記仕様書
- ・ 建築改修工事特記仕様書
- ・ 外壁改修工事特記仕様書
- ・ 電気設備工事特記仕様書
- ・ 機械設備工事特記仕様書
- ・ 火葬炉機械設備工事特記仕様書
- ・ 火葬炉電気設備工事特記仕様書

なお、特記仕様書は最新のものを用いること。

3. 特記仕様書の読み替え

- ・ 上記特記仕様書に記載の内容を、以下のとおり読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
福岡市建設工事請負契約約款第3条第2項	設計・施工一括契約書第●条第●項
工事請負契約書	設計・施工一括契約書
請負契約の締結後	工事業務の着手後
契約約款第20条	契約約款●条

4. 工事实績情報の登録について

- ・ 上記特記仕様書における「工事实績情報の登録」について、登録時期のうち「受注時」は「工事着手時」に読み替える

保守管理プレート
保証期間
降雨等に対する養生方法(とい共)
既存防水層の処理
既存下地の処理
アスファルト防水

(1節 共通事項)
保守管理用プレート 壁プレート(300×250程度)
保証期間
※ 改修標準仕様書3.1.3(5)(7)~(9)による
既存防水層の撤去
既存防水層の撤去
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去
(2節 既存防水層等の撤去及び既存下地の処理)
POS工法及びPOSI工法(機械的固定方法)の既存保護層を撤去し
立上り部等の処理
設備機器架台、配管受部、バラベット、貫通パイプ回り、
手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び
防水層末端部の納まり部の処理
(3節 アスファルト防水)
屋根保護防水(既存)
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
押え金物の材質及び形状寸法
平場の保護コンクリートの厚さ
立上り部の保護方法
屋根露出防水(既存)

[3.3.2]
[3.3.4]
[3.3.3]
[表3.3.10]
[3.3.2]
[3.3.5]
[3.4.2]
[3.3.5]
[3.3.2]
[3.4.2]
[3.4.3]
[3.4.2]
[3.4.3]

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
絶縁断熱工法のルーフトレンドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の種類
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
屋内防水
防水層の種類
保護層
E-1の行程3を行う部位
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
屋根排水溝
屋根露出防水(既存)
改質アスファルトシート防水
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
絶縁断熱工法の防湿用シート

合成高分子系ルーフィングシート防水
[3.2.5][3.5.2~4]
[表3.5.1]
[表3.5.2]
[表3.5.3]
[3.5.2]
[3.5.3]
[3.5.4]
[3.5.3]
[3.5.4]
[3.6.3]

(5節 合成高分子系ルーフィングシート防水)
新設防水層の種類
屋内防水
防水層の種類
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
絶縁用シート及び可塑性移行防止用シートの材質
固定金具の材質及び寸法形状
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
プレキャストコンクリート部材の隅部の増張り
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
(6節 塗膜防水)
新設防水層の種類

[3.6.3]
[3.1.4]
[3.7.7]
[3.7.2]
[表3.7.1]
[3.7.3]
[3.7.8]
[3.8.2]
[3.8.3]
[3.9.2]
[3.9.3]

新設防水層の種類
シーリング
シーリング材の種類、施工箇所
仕上げを行わない施工箇所
シーリング材の目地寸法
接着性試験
（8節 とい）
といその他の材質
とい受金物
形状
取付け間隔
足金物
形状
取付け間隔
多雪地域
防露材のホルムアルデヒド放散量
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法
銅管製といの防露巻き
ルーフトレンドレンの種類及び呼び

8 耐震 改修 工事	1. 既存部分の撤去等 [8. 21. 2][8. 22. 2] [8. 23. 2][8. 24. 4] [8. 25. 2][8. 26. 5] [8. 27. 2]	(1節 共通事項) 既存構造体の撤去 撤去範囲 ・ 図示による ()	9. 機械式継手 [8. 4. 2]	(4節 鉄筋の機械式継手及び溶接継手) 適用箇所 ・ 図示による () H12建告第1463号に適合する性能 ・ A級 () 性能、種類 () 鉄筋相互のあき ・ 図示による () 施工完了後の継手部の試験 ・ 外観試験 試験対象 ※ 全数 () 試験項目 () 試験方法 () ・ 超音波測定試験 試験対象 () ・ 全数 不合格となった場合の措置 ()	14. 構造体用モルタル [8. 2. 6]	構造体用モルタル 圧縮強度 () フロー値 ()	22. 鉄骨製作工場 [8. 1. 5]	鉄骨製作工場の加工能力 ※建築基準法第68条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の 認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 ()グレード以上 ・ 監督職員の承諾する工場	
	2. 既存部分の処理 [8. 21. 3][8. 22. 3] [8. 23. 3][8. 26. 6] [8. 27. 3]	はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置 ・ 図示による () 既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度 ・ 既存柱、梁面 ・ 打継ぎ面等の15～30%程度に、平均深さ 2～5mm (最大7mm) 程度の 凹凸を全体にわたってつける。 () ・ 既存壁 ・ 打継ぎ面の10～15%程度に、平均深さ 2～5mm (最大7mm) 程度の 凹凸を全体にわたってつける。 ()	10. 溶接継手 [8. 4. 3]	適用箇所 ・ 図示による () H12建告第1463号に適合する性能 ・ A級 () 溶接継手の性能、工法、鉄筋相互のあき ・ 図示による () 施工完了後の継手部の試験 ・ 外観試験 試験対象 ※ 全数 () 試験項目 () 試験方法 () 不合格となった場合の措置 () ・ 超音波測定試験 試験対象 () 不合格となった場合の措置 ()	15. 暑中コンクリート [8. 10. 2]	構造体強度補正值 ※ 6N/mm2 ()	23. 鉄骨製作工場に おける 施工管理技術者 [8. 1. 6]	※ 配置する	
	3. 既存杭の撤去等 [8. 28. 2]	・ 撤去範囲及び撤去方法 ・ 図示による ()	11. 鉄筋の加工 及び組立 [8. 21. 6][8. 22. 7]	割裂補強筋 形状 () 種類の記号 () 呼び径、曲げ直径、ピッチ ・ 図示による ()	16. 無筋コンクリート [8. 11. 1]	コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート () 設計基準強度 ※ 18N/mm2 () スランブ ※ 15cm又は18cm () 適用箇所 ・ 図示による () 改修標準仕様書 表8.1.1以外のコンクリートを用いる場合 ()	24. 鋼材 [8. 2. 8]	種類等 種類の記号 適用箇所 (主要な部分) 規 格 ・ JISによる ・ JISによる ・ JISによる ・ JISによる ・ JISによる ・ JISによる	
	4. 鉄筋 [8. 2. 1]	(2節 材料) 鉄筋の種類等 種類の記号 呼び径 (mm) 備考 ・ SD295 ・ SD345	12. コンクリートの 種類 [8. 1. 3]	コンクリートの類別 ※ I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・ II 類 (JIS A 5308に適合したコンクリート) 気乾単位容積質量による種類及び強度等 ・ 普通コンクリート 設計基準強度 スランブ 気乾単位容積質量 適用箇所 (N/mm2) (cm) (t/m3) ・ 24 ・ 2.3程度 ・ ・ 構造体強度補正值 ※改修標準仕様書表8.2.4による ・ 軽量コンクリート 設計基準強度 スランブ 気乾単位容積質量 種類 適用箇所 (N/mm2) (cm) (t/m3) ・ () ・ () ・ 1種 ・ () ・ () ・ 2種 構造体強度補正值 ※改修標準仕様書表8.2.4による	17. 構造体コン クリートの仕上がり [8. 1. 4]	合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ 種 別 適用箇所 ・ A種 ・ B種 ・ C種 コンクリートの仕上りの平たんさ 種 別 適用箇所 ・ a種 ・ b種 ・ c種	25. 高力ボルト [8. 2. 9]	高力ボルトの種類 ・ トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト () ボルトの寸法 ねじの呼び ・ 図示による [8. 13. 2] ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・ 図示による () () [8. 14. 2] 摩擦面の性能及び処理 ・ すべり試験の実施 (試験方法 ・ すべり係数試験 ・ すべり耐力試験)	
	5. 溶接金網 [8. 2. 2]	鉄線の形状等 種 類 種類の記号 鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 (mm) 使用部 位 ・ 溶接金網 ・ 鉄筋格子 (3節 鉄筋の加工及び組立)	13. コンクリートの 品質・材料・調合 [8. 1. 3][8. 1. 4] [8. 2. 5][8. 9. 2]	種 類 ※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は フライアッシュセメントA種 適用箇所 () ・ 高炉セメントB種 適用箇所 () ・ フライアッシュセメントB種 適用箇所 ()	18. 型枠工事 [8. 7. 8]	打放し仕上げ部の増し打ち厚さ ・ 打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ・ 20mm () ・ 打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・ 10mm ・ 20mm ()	26. 溶融亜鉛めっき 高力ボルト [8. 13. 2] [8. 20. 5]	ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・ 図示による () () 摩擦面の処理方法 ・ プラスト処理(表面粗度50μm Rz以上) ・ リン酸塩処理 () ・ 改修標準仕様書 8.2.10(1)(2)による ()	
	6. 鉄筋の継手 及び定着 [8. 3. 4]	鉄筋の継手の方法等 部 位 継 手 方 法 呼 び 径 (mm) 柱、梁の主筋 ・ ガス圧接 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 ・ 重ね継手 耐力壁の鉄筋 ・ 重ね継手 () その他の鉄筋 ・ 重ね継手 () () 継手位置 ・ 図示による () 柱及び梁の主筋の重ね継手の長さ ※ 改修標準仕様書 表8.3.2による ・ 図示による () 耐力壁の重ね継手の長さ ※ 改修標準仕様書8.3.4(3)(7)による ・ 図示による () 先組工法等の、柱及び梁の主筋の隣り合う継手位置 ・ 同一箇所とする ・ 改修標準仕様書 表8.3.3による 鉄筋の定着の長さ ※ 改修標準仕様書 表8.3.4による ・ 図示による () 折り曲げ定着の方法 ※ 改修標準仕様書8.3.4(5)(4)の図8.3.3による () 機械式定着工法 ・ 適用する 適用箇所 ・ 図示による () 種類 ・ 摩擦圧接接合 ・ 蝶合グラウト固定 ・ 嵌合グラウト固定 () ※評定等の評価内容による 帯筋組立の形、継手及び定着 ・ 図示による ()	14. セメント [8. 2. 5]	種 類 ※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は フライアッシュセメントA種 適用箇所 () ・ 高炉セメントB種 適用箇所 () ・ フライアッシュセメントB種 適用箇所 ()	19. 型枠の材料 [8. 2. 7]	せき板の材料及び厚さ ・ 合板(※12mm) () () スリーブの材質・規格等 ・ 図示による () ()	27. 溶接材料 [8. 2. 10]	・ 試験の要領 ・ 図示による () ()	
	7. 鉄筋のかぶり厚さ 及び間隔 (溶接金網を含む) [8. 3. 5]	最小かぶり厚さ ※ 改修標準仕様書8.3.5(1)による ・ 図示による () 軽量コンクリートを適用する場合 ・ あり 適用箇所 () ・ 改修標準仕様書 表8.3.6の最小かぶり厚さに加える厚さ ()mm 耐久性上不利な箇所がある場合(塩害等を受けるおそれのある部分等) ・ あり 適用箇所 () ・ 最小かぶり厚さに加える厚さ ()mm ()	15. 骨材 [8. 2. 5]	フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材及び電気炉酸化骨材 ・ 使用する 普通エコセメントを使用するコンクリートの骨材 ・ 再生骨材Hを使用する アルカリシリカ反応性による区分 ※ A ・ B	20. 型枠の加工 及び組立 [8. 7. 8]	シアコネクタをセパレーターとして使用 使用箇所 ・ 図示による () ()	28. スタッ ド [8. 2. 11]	種類等 呼 び 名 呼び長さ (mm) 適用箇所 ・ 16 ・ 19 ・ 22	
	8. ガス圧接 [8. 3. 8]	圧接完了後の圧接部の試験 超音波探傷試験 ※ 行う (全圧接部) ()	16. 混和材料 [8. 2. 5]	・ 混和剤 混和剤の種類 ※改修標準仕様書 8.2.5(4)(a)による () ・ 混和材 混和剤の種類 ※改修標準仕様書 8.2.5(4)(b)による () 改修標準仕様書8.2.5(5)(b)⑥のA～ウ以外の混和材量 ・ 混和剤 () ・ 混和材 () 使用方法 () 使用量 ()	21. コンクリートの 打込み工法等 [8. 21. 8][8. 23. 5]	コンクリートの打設工法の種類 補 強 工 法 打 設 工 法 部 位 ・ 現場打ち ・ 工法指定なし ・ 全ての増設壁 コンクリート 8.21.8(1)(7),(2) ・ 図示による () 壁の増設工事 8.21.8(1)(7),(2) ・ 図示による () 8.21.8(1)(4),(3) ・ 図示による () ・ 図示による () ・ 柱補強工事 ・ 工法指定なし ・ 全ての柱補強部分 (溶接金網巻き 8.21.8(1)(7),(2) ・ 図示による () 及び溶接閉鎖 8.21.8(1)(7),(2) ・ 全ての増設壁 フープ巻き ・ 圧入工法 8.21.8(1)(4),(3) ・ 図示による () 工法) 8.21.8(1)(4),(3) ・ 図示による () ・ 工法指定なし ・ 流込み工法 8.21.8(1)(7),(2) ・ 圧入工法 8.21.8(1)(4),(3)	29. 仮組 [8. 13. 10]	仮組を行う範囲 ・ 図示による () ()	
					21. 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法での型枠等 柱頭及び柱脚の隙間の寸法 [8. 23. 6] 補強後の仕上げ ・ 図示による () ()	30. 溶接作業を行う 技能資格者の [8. 15. 3]	試験の要領 ・ 図示による () ()	31. 溶接接合 [8. 15. 4][8. 15. 7]	開先の形状 ・ 図示による () () ・ 鋼製エンドタブの切断する部分 切断する箇所 ・ 図示による () () 切断範囲 () ・ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの端から 5mm以下を残して直線状に切断する。 なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する 切断面の仕上げ ※ 改修標準仕様書8.15.7(1)(h)(b)②による () スカラップの形状 ・ 図示による () ()
						32. 溶接部の試験 [8. 15. 12]	溶接部の外観試験 ・ 平12建告第1464号第二号に関する外観試験 試験の方法 ・ 「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル(鉄骨 製作管理技術者登録機構)」3.5.2 受入検査による ・ 抜き取り検査① ※ 抜き取り検査② ・ JASS 6 付則6 [鉄骨精度検査基準]の付表3「溶接」に関する試験 試験の方法 ・ JASS6 10.4 [受入検査] e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。 ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜き取り箇所は、 超音波探傷試験の試験箇所と同一とする		

Table with multiple columns detailing construction specifications. Columns include item numbers (e.g., 32, 33), descriptions of materials and methods (e.g., '完全溶込み溶接部の超音波探傷試験'), and specific technical requirements or standards (e.g., '引張強度試験 ※ 全数 ()'). The table covers various aspects like structural reinforcement, fireproofing, and material selection for different parts of the building.

電気設備工事特記仕様書
工事名称: 福岡市葬祭場「刻の森」整備事業
工事期間: 事業契約締結日から令和13年3月14日まで
工事場所: 福岡市南区検原六丁目1番1号
工事概要: 電気工一式

28 盤類のハンドルの
29 接地工事
30 防火区画貫通部の処理
31 工事指示板
32 工事実績情報の登録
33 CADデータの貸与
34 電子納品の対象
35 施設台帳(電子データ)の作成
36 保証書の提出

1. 型式
2. 定格出力
3. エンジン種別
4. 燃料種別
5. 並列機
6. バッテリー(純動用)
7. 用途
8. 騒音レベル(A特性)

1. 共聴アンテナ
2. アンテナマスト
3. アンテナマスト取付
4. 電界強度測定
5. レベル測定
6. 機器

6. 別途工事
・建築工事 ・衛生工事 ・空調工事 ・昇降機工事
7. 他工事との取合区分(○のついたものを適用する。)

Table with columns: 区分, 本工事, 建築工事, 衛生工事, 空調工事. Lists items like はり, 床、壁、貫通スリーブ, 埋込型分電盤, 開閉器等の取付等.

1. 建物概要
2. 工事仕様
(1) 共通仕様
(2) 特記仕様
特記事項のうち選択する事項は○のついたものを適用する。

37 施工体制の確認に関する特記事項
第1条 施工体制の確認方法
本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。

1. 並及び機器接地
2. 自立盤の基礎
3. 盤架製造グループ
4. 交流電磁誘起電圧及び交流電磁場検出器の測定
5. 盤改造

1. 受電機
2. 表示盤(副受電機)
3. 感知器
4. 総合盤
5. 消火栓起動押切
6. 非常警報装置
7. 火災通報装置

8. 機器の取付け高さ(参考)下表による。

Table with columns: 名称, 測点, 取付高(m), 名称, 測点, 取付高(m). Lists equipment like 引込開閉器, 分電盤, 制御盤, etc.

1. 機材
2. 主任技術者等
3. 電気工作者
4. 内訳書及び実施工程表
5. 施工計画書、承諾図
6. 部分払
7. 工所用電力・水
8. 申請手続き及び費用
9. 残土処理
10. 足場
11. 発生材の処理

3. 工事種目 (番号に○印をつけたもの及び●印を適用する)
Table with columns: 工事種目, 建物別, 電気設備, etc.

4. 電灯コンセント設備
5. 電灯コンセント取付
6. 照明器具取付
7. 照度計測
8. 照明器具取付

9. インターホン設備
10. 電話設備
11. 音響機器
12. ローターホン

12. 建設リサイクル法の適用
13. 産廃処理対象物
14. 工事等費
15. 完成図書等
16. 下請負人(建設機械使用)通知書
17. 建設費
18. 建設費取組金共済制度

4. 工事種目の特記仕様
表及び項目は番号に○印のついたものを適用する。
特記事項のうち選択する事項は●のついたものを適用する。

9. インターホン設備
10. 電話設備
11. 音響機器
12. ローターホン
13. 音響機器
14. 音響機器

1. 拡張設備
2. 出力
3. ラジオ
4. スピーカー
5. リモコンマイク
6. 音声警報(火災受検機連動)

(注) 分電盤等が露出の場合は盤の下側に危険な位置にならないように取り付けること。(学校の場合、廊下等に取付ける盤については、下層:2,000以上)

19 配管・配線その他
20 表示
21 呼び線
22 寸法
23 再使用機器
24 絶縁測定
25 電線の保護
26 露出配管の塗装
27 標準塗装色

1. 配線方式
2. 地中ケーブルの保護管
3. 埋設シート(ダブル)
4. ハンドホール紙蓋の取付
5. ハンドホール蓋
6. 地中埋設柱

1. 方式
2. 通話方式
3. 視出力
4. 出力
5. 子時計
6. 電源

5. 申請手続き(○のついたものを適用)
(1) 共通
(2) 電力
(3) 消防
(4) その他

9. 福岡市契約事務規則第41条1項4号に定める中間技術検査を○実施する ・実施しない
その他
受注者は工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

地下埋設物調査等に関する事項

第1条 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について

1. 工事箇所に地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。
なお、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。
2. 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
3. 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。

第2条 近接施工に関する確認・対策の徹底について

1. 工事箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。
2. 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

下請人、資材・製品の地場企業の活用に関する事項

第1条 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。

第2条 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材製品を使用すること。

第3条 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。

第4条 受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。

設計変更に関する事項

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。

契約変更の時期について

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。

軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。

- ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの。
- ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
- ③ その他上記に準ずる重要なもの。

公共事業労務費調査に対する協力

第1条 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。

また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

第2条 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

第3条 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

第4条 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用（○印を付けたものを適用する。）

現場代理人の常駐義務緩和に関する条件

- ・ 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。

1. 工事の全部の施工を一時中止している期間
 2. 工場製作のみが行われている期間
 3. その他監督員が認める期間（ ）
- 工事請負代金額が4千万円（建築一式工事である場合にあつては、8千万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。

1. 工事の全部の施工を一時中止している期間
2. 工場製作のみが行われている期間
3. その他監督員が認める期間（ ）

主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間に関する条件

工事請負代金額が4千万円（建築一式工事である場合にあつては、8千万円）以上となる場合、建設業法に基づき、本工事における主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要する。ただし、下記に示す期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。

①現場施工に着手するまでの期間

【現場施工に着手する日が確定している場合】

- ・ 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

②工事を全面的に一時中止している期間

- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。

③工場製作のみが行われている期間

- 本工事における工場製作のみが行われている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。

④工事完成後の期間

- 工事完成後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日（「完了届」における日付）とする。

特例監理技術者の配置条件

- ・ 本工事は、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。
- 本工事は、次の要件に該当する場合、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。
 - ・ 本工事の当初請負金額が3億円未満である場合
 - ・ 兼任する工事が、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む）でない場合

配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件

建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

- ・ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業		
図面名	電気設備工事特記仕様書（2）	縮尺	A1:No Scale A3:No Scale
福岡市 保健医療局 生活衛生部 生活衛生課日付 26.12.25 E-02			

週休2日工事について

- 週休2日工事の対象工事について
 - 本工事は、週休2日工事の対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。
- 費用補正について
 - 4週8休以上を前提に下記①の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）をし、予定価格を作成している。
 - ① 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）：補正係数1.05
- 部分的交替制（試行）について

受注者は、工事全体のうち部分的に交替制の実施を希望する場合、監督員との協議により交替制を実施することができる。部分的交替制を実施できる期間は1カ月間とする。
- その他
 - 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する総括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。
 - 「福岡市営繕工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。（福岡市ホーム＞創業・産業・ビジネス＞公共工事・技術情報＞公共工事の技術監理関連＞公共工事の技術監理＞週休2日工事）

情報共有システム活用の試行

- 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。
- 受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。
- 活用にあたっては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。

工事履行報告書の提出について

監督職員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合について、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた場合、「工事履行報告書」の提出は不要とする。ただし、契約約款第34の2において中間前金払金を請求する場合や、部分払の支払いのために進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。

遠隔臨場について

- 遠隔臨場の対象工事について
 - 本工事は、建設現場の遠隔臨場の対象工事である。実施については、工事契約後に受発注者間で協議し決定する。
- 実施内容
 - 「監督員の立会い等」の実施

工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して配信し、「監督員の立会い」、「監督員と協議」、「監督員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督員の立会い等」という。）を実施するものである。実施内容については、受発注者間で協議するものとする。
 - 機器の手配

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWeb会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議し決定するものとする。
 - 費用

遠隔臨場の対象工事となる場合、費用については発注者負担とし、請負代金額を増額変更する。
 - 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等は行わないこと。

石綿有無の事前調査及び調査結果報告について

- 石綿有無の事前調査について（該当する場合○印）
 - 本工事は、石綿有無の事前調査が必要な工事である。事前調査は、法令で定められた有資格者が実施すること。
- 事前調査結果の報告について
 - 石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び福岡市環境局へ報告を行うこと。
 - 作業開始前に事前調査結果を監督員に書面で説明すること。
 - 事前調査の結果を現場に掲示すること。（A3サイズ以上）
 - 事前調査に係る費用は本工事に含む。ただし、事前調査において石綿分析調査の必要が生じた場合や、図面に記載のない石綿除去工事が生じた場合は、監督員と協議すること。

建設キャリアアップシステム活用工事について

- 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の対象工事について
 - 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の対象工事である。実施にあたっては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」に基づき行うこと。実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」を参照すること。

交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について

警備契約書及び警備計画書等で取り決めた警備業務の範囲に基づき、交通誘導警備員の労働災害防止の徹底を図ること。

猛暑による作業不能日数

- 猛暑による作業不能日数について（該当事項○印）
 - 本工事は、猛暑による作業不能日数を○日間見込んでいる。なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_福岡_福岡地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
 - 本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。

工事名	福岡市葬祭場「刻の森」整備事業		
図面名	電気設備工事特記仕様書(3)	版次	A1:No Scale A3:No Scale
福岡市 保健医療局 生活衛生部 生活衛生課日付 R6.12.25 E-03			

火葬炉機械設備工事特記仕様書		(2)特記仕様		24. 防火区画 普通部の処理 25. 標識その他																														
<p>・工事名称 福岡市葬祭場「刻の森」整備事業</p> <p>・工事場所 福岡市南区鞍原六丁目1番1号</p> <p>・工事期間 事業契約締結日から令和13年 3月 14日まで</p> <p>・工事を施工しない日 指定あり(下記の期間) 指定なし</p> <p>・工事を施工しない時間帯 指定あり(下記の時間帯) 指定なし</p> <p>・契約不適合責任期間 受渡し完了の日から 1年間</p> <p>・工事概要</p> <p>別 途 工 事 ・建築工事 ・火葬炉電気設備工事</p>		<p>特記事項は、○印を付けたものを適用する。</p> <p>章 項 目 特 記 事 項</p> <p>1. 機 材 本工事に使用する機材は、建築材料・設備機材等品質性能評価事業の設備機材等評価名簿(最新版)によるほか、同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合には、監督員の承諾を受けること。なお、三相誘導電動機で省エネ法の特定機器の対象となる機器はJIS4034-30:2011のE3(プレミアム効率)に相当する機器を導入すること。</p> <p>2. 技能士の適用 本工事は配管技能士(請負金額2500万円以上は1級、500万円以上2500万円未満は1級または2級)を ・適用する ・適用しない ○ 提出する ・提出しない ○ 提出する ・提出しない</p> <p>3. 内訳書 4. 工程表 5. 施工計画書/承諾図 6. 部分払い 部分払いを請求する場合は、市長を被保険者とする出来高金額に見合う火災保険に加入すること。保険期間の終期は工事完成期限の日から起算して21日を経過する日とする。</p> <p>7. 工事電力、水その他 8. 建設発生土の処分方法 原則として、本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は全て受注者の負担とする。 ・構内敷ならし ・構内指示の場所にたい積 ・指定処分場等(受入条件は特記仕様書(3)による。)</p> <p>9. 発生土の処理 現場で発生する廃材(残材、梱包材等を含む)は、受注業者毎に適正に処理すること。また廃棄物の処理については、関連法に基づき適正に処理すること。</p> <p>○ 本工事(・手すり先行枠組み足場・単管足場) ・別途工事 ・高所作業車使用 ・ローリングタワー 給水管、消火管及び排水管(トイレ管を除く)共 ・根切り土の中の良質土 ・根切り土の中の良質土(管の周囲上下100mmは山砂の類) ・山砂の類</p> <p>10. 足 場 11. 埋戻し土 12. 工事写真 工事写真は福岡市工事検査要領に基づく「福岡市建築・設備工事写真撮影要領」(最新版)によること。</p> <p>13. 測定表 下記の測定表を提出する。 ○ 温度 ・ 湿度 ・ 風量 ・ 騒音 ・ 水質</p> <p>14. 容量等の表示 イ) 機器の能力、容量等(電動機能力除く)は、原則として表示された数値以上とする。 ロ) 電動機出力は、原則として表示された出力以下の容量とする。</p> <p>15. 耐震措置 設備機器の固定は、次に示す事項を除き、全て「建築設備耐震設計・施工指針(日本建築学会) (最新版)」による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設(・甲種・乙種)</th> <th colspan="2">一般の施設(乙種)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>重要機器・水櫃</th> <th>一般機器・水櫃</th> <th>重要機器・水櫃</th> <th>一般機器・水櫃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>$\frac{2}{2}, \frac{0}{0}$</td> <td>$\frac{1}{2}, \frac{5}{0}$</td> <td>$\frac{2}{2}, \frac{5}{5}$</td> <td>$\frac{1}{1}, \frac{0}{5}$</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>$\frac{1}{1}, \frac{5}{5}$</td> <td>$\frac{1}{1}, \frac{0}{0}$</td> <td>$\frac{1}{1}, \frac{5}{0}$</td> <td>$\frac{0}{1}, \frac{6}{6}$</td> </tr> <tr> <td>地下階、一階</td> <td>$\frac{1}{1}, \frac{0}{5}$</td> <td>$\frac{0}{1}, \frac{6}{0}$</td> <td>$\frac{0}{1}, \frac{0}{0}$</td> <td>$\frac{0}{0}, \frac{4}{6}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. () 内の数値は耐震支持の機器の場合に適用する。 2. < > 内の数値は水櫃類に適用する。 3. 上層階の定義は次による。 2~6階建以下の場合是最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階</p> <p>イ) 重要機器、重要水櫃とは下記に示すものをいう。 ・重要機器 ・消火設備 ・重要水櫃類(・受水櫃)</p> <p>ロ) 設計用鉛直震度 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。建物導入部における給水管・消火管は、十分な可とう性を有する施工を行うこと。</p> <p>イ) 給水管(上水・雑用水) ・標示杭 ・標示ピン ロ) 消火管 ・標示杭 ・標示ピン ハ) 管 ・標示杭 ・標示ピン</p> <p>標準仕様書によるものとする。</p> <p>水密性を要する部分で樹脂被覆鋼管の場合の防水処理 ・シーリング材によるシーリング ・リングシール 既存コンクリート床、壁など配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。</p> <p>工事標示板は現場の出入口等のわかりやすい場所に設置し、建設業許可業等の標示板については関係法令に基づき設置すること。</p> <p>イ) 特記なき電線管は、薄鋼電線管又は同一外形ねじなし電線管とする。 ロ) 可とう電線管は、2種金属可とう電線管とする。</p> <p>23. 電 線 特記なき電線は、600Vビニル絶縁電線とする。</p>		設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設(・甲種・乙種)		一般の施設(乙種)			重要機器・水櫃	一般機器・水櫃	重要機器・水櫃	一般機器・水櫃	上層階、屋上及び塔屋	$\frac{2}{2}, \frac{0}{0}$	$\frac{1}{2}, \frac{5}{0}$	$\frac{2}{2}, \frac{5}{5}$	$\frac{1}{1}, \frac{0}{5}$	中間階	$\frac{1}{1}, \frac{5}{5}$	$\frac{1}{1}, \frac{0}{0}$	$\frac{1}{1}, \frac{5}{0}$	$\frac{0}{1}, \frac{6}{6}$	地下階、一階	$\frac{1}{1}, \frac{0}{5}$	$\frac{0}{1}, \frac{6}{0}$	$\frac{0}{1}, \frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}, \frac{4}{6}$	<p>イ) 機 器 名称及び記号を記入する。 ロ) 配管・ダクト 識別を行い、必要により用途及び流れの方向を記入する。 ハ) 弁 類 必要に応じて配管サイズ、用途等を記入した表示札を取付ける。</p> <p>26. 下請負人 (建設重機械) 通知書 施工に際して、クレーン類(吊上げ能力20t以上)を使用する場合、下請人決定後速やかに書面をもって監督員に通知すること。</p> <p>27. 建設業退職金 共済制度 建設業退職金共済制度の対象作業員を雇用した場合は、掛金収納書を契約後1ヶ月以内と完了時に提出すること。但し、収納書を提出できない事情が認められる場合は、報告書に理由を記載のうえ提出すること。工事完成後の提出書類については、財政局制定の「完成図書等作成要領(設備工事編) (最新版)」に基づき提出のこと。 ○ 適用工事 ・ 適用外 ○ 有 ・ 無</p> <p>28. 完成図その他 請負金額 500万円以上の工事は、監督員の確認を受けた後に該当工事に關するデータを(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録し、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。登録→受注時、竣工時、途中変更時、訂正時</p> <p>29. 電子納品 30. 施設台帳 (電子F-7)の作成 31. 工事実績情報 の登録 (CORINS) 32. 保証書の提出 機器については、工事の契約不適合責任期間に関わらず製造者が保証する(期間・部品等について)保証書を提出すること。</p>	
設置場所	耐震安全性の分類																																	
	特定の施設(・甲種・乙種)		一般の施設(乙種)																															
	重要機器・水櫃	一般機器・水櫃	重要機器・水櫃	一般機器・水櫃																														
上層階、屋上及び塔屋	$\frac{2}{2}, \frac{0}{0}$	$\frac{1}{2}, \frac{5}{0}$	$\frac{2}{2}, \frac{5}{5}$	$\frac{1}{1}, \frac{0}{5}$																														
中間階	$\frac{1}{1}, \frac{5}{5}$	$\frac{1}{1}, \frac{0}{0}$	$\frac{1}{1}, \frac{5}{0}$	$\frac{0}{1}, \frac{6}{6}$																														
地下階、一階	$\frac{1}{1}, \frac{0}{5}$	$\frac{0}{1}, \frac{6}{0}$	$\frac{0}{1}, \frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}, \frac{4}{6}$																														
<p>1. 建物概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延面積 (m²)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡市葬祭場「刻の森」</td> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>地上 3 階</td> <td>9,458.95 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 火葬炉システム概要 1) 遺体の流れ 霊柩車 → 柩運搬台車 → 告別室 → 炉前ホール(納棺) → 火葬開始 2) 焼骨の流れ 火葬終了後 → 炉前ホール → 収骨室 → 炉前ホール(火葬台車返還) 3) 火葬システム 火葬システムは1炉1再燃焼方式で、燃焼排ガスは、強制排気方式とし、火葬炉本体(主燃焼炉)、再燃焼炉、排ガス冷却設備、ろ過式集じん器、誘引排風機、排気筒で構成し、排ガス冷却設備以降は1炉1系列で配置すること。 また、ダイオキシン類削減対策として再燃焼炉の適正運転管理及び、ろ過式集じん器を併設することにより削減を図ること 3. 火葬能力 火葬能力は、要求水準書を十分満足する火葬炉システムを構築すること。 4. 主要設備概要 1) 設備方式 ・ 柩運搬方式・・・電動走行・昇降式(炉内台車運搬・収骨台車を兼用) ・ 火葬、再燃焼炉バーナ着火方式・・・電気式自動着火方式 ・ 燃焼排ガス排気方式・・・送風機による強制排気方式 ・ 燃焼排ガス冷却方式・・・空気強制混合方式 ・ 残骨灰処理方式・・・告別収骨室から残骨灰室まで真空空気輸送しホッパー等に貯留し場外に搬出する方式 ・ 飛灰処理方式・・・ろ過式集じん器で捕集した飛灰を、飛灰処理室まで真空空気輸送しホッパー等に貯留し場外に搬出する方式</p> <p>5. 工事仕様 (1) 共通仕様 現場説明書(現場説明に対する質問回答書を含む)、本特記仕様及び図面に記載されていない事項は全て国土交通省大臣官房官庁官廳部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)、国土交通省大臣官房官庁官廳部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新版)及び建築設備工事施工の手引き(最新版)による。</p>		建物名称	構造	階数	延面積 (m ²)	備 考	福岡市葬祭場「刻の森」	鉄筋コンクリート	地上 3 階	9,458.95 m ²												<p>1. 共通 2. 火葬炉 3. 再燃焼炉設備 4. 燃焼設備 ア. 火葬炉用バーナ イ. 再燃焼用バーナ ウ. 燃焼用空気送風機 5. 排ガス冷却設備 6. ろ過式集じん器設備 7. 誘引送風機設備 8. 灰出設備 9. 煙道設備 10. 風道設備 11. 付帯設備 ア) 冷却室(前室) イ) 残骨灰処理装置 ウ) 掃除用設備 エ) 運搬車 オ) 炉内台車 カ) 炉内台車移送設備 キ) その他設備</p> <p>火葬炉設備機器仕様リスト一覧表を基に、使用機器については予め承諾図を提出すること。</p> <p>・ 炉の構造は、耐熱性、耐摩耗性、耐震、耐スロージング性その他火葬炉に必要な条件に対し、十分な耐久性を有するものとする。</p> <p>・ 火葬炉1基に対して再燃焼炉1基とする。</p> <p>・ 火葬に敵した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼が可能なバーナを設置する。</p> <p>・ 低騒音で安全性が高いバーナを設置すること。なお、着火方式は、自動着火方式とする。</p> <p>・ 低騒音、低振動型とし、能力は実運転時に余裕ある能力とし、安定した制御が可能なようにすること。</p> <p>・ 排ガス冷却設備は1炉1系列方式とする。</p> <p>・ ろ過式集じん器設備は1炉1系列で設置する。</p> <p>・ 誘引送風機設備は1炉1系列で設置する。</p> <p>・ ろ過式集じん器で捕集した飛灰を室内に飛散することなく、貯留装置へ真空輸送すること。</p> <p>・ 主煙道・ダンパー類は点検が可能なようにすること。</p> <p>・ ダンパー類は点検が可能なようにすること。</p> <p>・ 冷却室は遮音、断熱構造とする。</p> <p>・ 本設備は、収骨終了後、炉内台車上の残骨灰及び冷却室の残骨灰を残骨灰室まで真空輸送にて搬出可能なようにすること。</p> <p>・ 本設備は、火葬炉設備室、排ガス処理室、中央制御室、電気室の掃除を目的とした設備で、集じん室まで真空輸送にて搬出可能なようにすること。</p> <p>・ 柩を霊柩車から告別室、炉前まで運搬し、炉内台車上に柩を安置、さらに炉内台車を運搬し収骨を行う兼用の運搬車とする。</p> <p>・ 本台車は、柩の収容、焼骨の取り出しが容易なようにする。</p> <p>・ 本設備は、炉内台車を冷却室から火葬炉内に及び冷却室から運搬車に電動操作にて安全に炉内台車の出し入れが可能なようにする。</p> <p>○) 非常設備・・・本設備は、都市ガス供給ライン等の事故により火葬が中断した際、火葬を再開し完了させるための非常用バーナで、使用燃料は灯油とする。 b) 点検歩廊、作業床・点検歩廊はメンテナンスに支障がないように計画する。 c) 配管工事・・・使用材料等は使用目的に最適な仕様のものを選定する。 d) 保温、断熱工事・・・煙道、ダンパー等は性能保持、作業の安全性、作業環境を保持するよう施工すること。</p>												
建物名称	構造	階数	延面積 (m ²)	備 考																														
福岡市葬祭場「刻の森」	鉄筋コンクリート	地上 3 階	9,458.95 m ²																															
<p>令和 7年 4月 版</p>		<p>申請手続(○の付いたものを適用) (1) 共 通 ・ 道路占有許可申請(道路管理者) ・ 道路使用許可申請(警察署長) (2) 消 防 ・ 消防設備等着工届(消防署長) ・ 消防設備等設置届(消防署長) (3) 水 道 ・ 給水装置工事届出書(水道事業管理者) (4) 再生水 ・ 工事着手・再着手届(福岡市長) (5) 下 水 ・ 排水設備新設等計画確認申請書(福岡市長) (6) 昇降機 ・ 昇降機確認申請(建築審査課) ・ 小荷物専用昇降機確認申請書(建築審査課)</p>		<p>(7) その他</p>																														
<p>工 事 名 福岡市葬祭場「刻の森」整備事業</p>		<p>図 面 名 火葬炉機械設備工事特記仕様書</p>																																
<p>福岡市 保健医療局 生活衛生部 生活衛生課 日付 R7.4 No. /</p>																																		

工事監督業務委託共通仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

1. 本共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、工事監督業務(建築工事、電気設備工事、機械設備工事、火葬炉機械設備工事又は火葬炉電気設備工事の工事監督をいうものとし、以下「工事監督業務」という。)の委託に適用する。
2. 設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の中に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)から(4)の順序のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は業務遂行責任者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第●条の規程に基づき、発注者が定める者であり、総括監督員、監督員を総称している。
2. 「検査員」とは、工事監督業務の完了の確認及び部分払いの請求に係る出来形部分の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。
3. 「業務遂行責任者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第●条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
4. 「対象工事」とは、当該工事監督業務の対象となる工事をいう。
5. 「工事の受注者等」とは、対象工事の施工に関し発注者と工事請負契約を締結した者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
7. 「契約書」とは工事監督業務委託に関する契約書をいう。
8. 「設計図書」とは、質問回答書、現場説明書及び仕様書をいう。
9. 「質問回答書」とは、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
10. 「現場説明書」とは、工事監督業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該工事監督業務の契約条件を説明するための書面をいう。
11. 「仕様書」とは、特記仕様書(特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。)及び共通仕様書を総称している。
12. 「特記仕様書」とは、工事監督業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書

をいう。

13. 「共通仕様書」とは、工事監督業務に共通する事項を定める図書をいう。
14. 「対象工事の設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
15. 「業務報告書」とは、契約書第●条に定める履行状況の報告に係る報告書をいう。
16. 「指示」とは、監督員又は検査員が受注者に対し、工事監督業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
17. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
18. 「通知」とは、工事監督業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
19. 「報告」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、工事監督業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
20. 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、書面で申し出た工事監督業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督員が書面により同意することをいう。
21. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
22. 「提出」とは、受注者が発注者又は監督員に対し、工事監督業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
23. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
24. 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、工事監督業務の完了の確認及び部分払いの請求に係る出来形部分の確認をすることをいう。
25. 「打合せ」とは、工事監督業務を適正かつ円滑に実施するために業務遂行責任者等が監督員と面談等により、業務の方針、条件等又は設計内容等の疑義を正すこと及び工事の受注者等と業務実施上必要な面談等を行うことをいう。
26. 「協力者」とは、受注者が工事監督業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 工事監督業務の内容

工事監督業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次による。

2. 1 一般業務の内容

受注者は監督員の指示に従い、以下の一般業務の項目について、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

1. 工事監督に関する業務

(1) 工事監督方針の説明等

(i) 工事監督方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監督体制その他工事監督方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける

(ii) 工事監督方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

(2) 対象工事の設計図書の内容の把握等

(i) 対象工事の設計図書の内容の把握

対象工事の設計図書の内容を把握し、対象工事の設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、監督員に報告する。

(ii) 質疑書の検討

工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、対象工事の設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。

(3) 対象工事の設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

(i) 施工図等の検討及び報告

①. 対象工事の設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）製作見本、見本施工等が対象工事の設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

②. ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

③. ②の結果、工事の受注者等が施工図、製作見本、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

①. 対象工事の設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案、又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が対象工事の設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

- ②. ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③. ②の結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、①、②の規定を準用する。
- (4) 対象工事と対象工事の設計図書との照合及び確認
 - 工事の受注者等が行う対象工事が対象工事の設計図書の内容に適合しているかについて、対象工事の設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
- (5) 対象工事と対象工事の設計図書との照合及び確認の結果報告等
 - ①. (4)の結果、対象工事が対象工事の設計図書のとおりを実施されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
 - ②. (4)の結果、対象工事が対象工事の設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、監督員に報告するとともに、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
 - ③. 監督員から対象工事が対象工事の設計図書のとおりを実施されていないと認められる箇所を示された場合には、対象工事の設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
 - ④. 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が対象工事の設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督員に報告する。
 - ⑤. ④の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③、④の規定を準用する。
- (6) 業務報告書等の提出
 - 対象工事と対象工事の設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

2. 工事監督に関するその他の業務

(1) 工程表の検討及び報告

- ①. 工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び対象工事の設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- ②. ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③. ②の結果、請負者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(2) 対象工事の設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

- ①. 対象工事の設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び対象工事の設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- ②. ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③. ②の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(3) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

(i) 対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告

- ①. 工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（対象工事の設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- ②. ①の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。
- ③. 工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を監督員に報告する。
- ④. ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③の規定を準用する。

(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等

設計図書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（対象工事の設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を監督員に報告する。また工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

(iii) 対象工事が対象工事の設計図書の内容に適合しないと疑いがある場合の破壊検査

工事の受注者等の行う対象工事が、対象工事の設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

(4) 関係機関の検査の立会い等

建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき監督員に報告する。

2. 2 追加業務の内容

追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、監督員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは、業務遂行責任者が工事監督業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

3. 2 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、特記仕様書による。
2. 適用基準等で市販されているものについては受注者の負担において備えるものとする。

3. 3 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、監督員の指示によるものとする。
3. 業務実績情報を登録することが特記仕様書において指定された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。

3. 4 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
 - (1)業務一般事項
 - (2)業務工程計画
 - (3)業務体制
 - (4)業務方針

上記事項のうち(2)業務工程計画については、工事の受注者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、(4)業務方針の内容については、事前に監督員の承諾を得なければならない。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 5 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3. 6 再委託

1. 契約書第●条●項に定める「主たる部分」とは、工事監督業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受注者はこれを再委託してはならない。
2. 受注者が、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、工事監督業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が福岡市の競争入札有資格者名簿に登録された者である場合は、競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者であってはならない。
5. 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
6. 受注者は、協力者に対して、工事監督業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

3. 7 監督員

1. 発注者は、契約書第●条の規程に基づき、工事監督業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督員の権限は、契約書第●条第●項に定める事項とする。
4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
5. 監督員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3. 8 業務遂行責任者

1. 受注者は、契約書第●条の規程に基づき、業務遂行責任者を定め発注者に通知しなければならない。なお、業務遂行責任者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 業務遂行責任者の資格要件は、特記仕様書による。
3. 業務遂行責任者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

4. 業務遂行責任者の権限は、契約書第●条第●項に定める事項とする。ただし、受注者が、業務遂行責任者に委任する権限（契約書の規程により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 業務遂行責任者は、関連する他の工事監督業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3. 9 監督員及び工事の受注者等

発注者は対象工事の監督員及び工事の受注者等を受注者に通知するものとする。

3. 10 軽微な設計変更

受注者は、設計内容の伝達を受け、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等により、又は監督員の指示により軽微な設計変更の必要が生じた場合、工事の受注者等へ指示すべき事項を監督員に報告する。

3. 11 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記仕様書による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は速やかに監督員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

3. 12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監督業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 13 関係機関への手続き等

1. 受注者は、工事監督業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。
2. 受注者は、工事監督業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。
3. 受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。

3. 14 打合せ及び記録

1. 工事監督業務を適正かつ円滑に実施するため、業務遂行責任者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都

度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

2. 工事監督業務着手時及び設計図書に定める時期において、業務遂行責任者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、業務遂行責任者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
3. 受注者が工事の受注者等と打合せを行う場合には、事前に監督員の承諾を受けることとする。また、受注者は工事の受注者等との打合せ内容について書面(打合せ記録簿)に記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。

3. 15 条件変更等

1. 受注者は、設計図書に明示されていない履行条件について契約書第●条第●項第●号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規程に適合すると認められた場合、は契約書第●条第●項の規程により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。
2. 監督員が、受注者に対して契約書第●条に定める設計図書の訂正又は変更を行う場合、契約書第 12 条に規定する設計図書の変更を行う場合は、書面によるものとする。

3. 16 一時中止

1. 発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書第●条第●項の規定により、工事監督業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - (1) 対象工事の設計変更等業務の進捗が遅れたため、工事監督業務の続行を不相当と認めた場合
 - (2) 環境問題等の発生により工事監督業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (3) 天災等により、工事監督業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事監督業務の全部又は一部を中止させることができるものとする。

3. 17 履行期間の変更

1. 受注者は、契約書第●条の規程に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合には、延長理由、延長日数の算定根拠、業務工程計画を修正した業務計画書その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
2. 受注者は、契約書第●条、第●条及び第●条の規定に基づき履行期間を変更した場合は、速やかに業務工程計画を修正した業務計画書を提出しなければならない。

3. 18 検査

1. 受注者は、発注者に対して、業務完了届の提出をもって業務の完了を通知する。
2. 受注者は、工事監督業務が完了したとき及び部分払を請求しようとするときは、検査を受けなければならない。

3. 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ契約図書により義務付けられた業務報告書並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかなければならない。
4. 受注者は、契約書第●条第●項により第●条を準用した規定に基づく、業務委託料の支払いの請求に係る出来形部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。
 - (1) 監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (2) 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
5. 発注者は、工事監督業務の検査に当たっては、あらかじめ、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。
6. 検査員は、監督員及び業務遂行責任者の立会のうえ、工事監督業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

工事監督業務特記仕様書

1. 監督する工事概要・期間

募集要項による。

2. 監督対象工事

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、火葬炉機械設備工事、火葬炉電気設備工事
(ただし、設計業務の提案内容によってはこの限りではない。)

3. 業務遂行責任者等の資格要件

責任者等		資格要件
工事監督業務遂行責任者		一級建築士
担当技術者（委託監督員）	建築	・一級建築士
	電気	以下のいずれかの資格 ・設備設計一級建築士 ・建築設備士 ・1級又は2級電気工事施工管理技士 ・第1種、第2種又は3種電気主任技術者 ・該当する部門の技術士 ・学校、学科種別ごとに必要な実務経験年数を持つもの
	機械	以下のいずれかの資格 ・設備設計一級建築士 ・建築設備士 ・1級又は2級管工事施工管理技士 ・空気調和衛生工学会設備士 ・該当する部門の技術士 ・学校、学科種別ごとに必要な実務経験年数を持つもの

※ 工事監督業務遂行責任者と担当技術者は兼ねてよい。

※ 担当技術者は、建築・電気・機械・火葬炉で各1名以上選出すること。

※ 学校、学科種別ごとに必要な実務経験年数は、委託説明書（建築・設備・火葬炉設計）を参照すること。

4. 業務内容等

(1) 工事監督業務

- ・ 地方自治法、福岡市契約事務規則、福岡市請負工事監督規程、その他関係規程に準拠し、誠実にその監督業務を行うこと。
- ・ 必要に応じて、建築士法に基づく工事監理（平成31年国土交通省告示第98条別添一第2項による）を行うこと。

(2) 指示を受けるべき事項

- ・ 次の場合、速やかに監督員、事業主管課の担当者と十分に協議し、指示を受けること。
 - ① 業務水準その他関係書類及び設計成果物に疑義があるとき
 - ② 設計変更を要するとき
 - ③ 色、柄を決定するとき
 - ④ 部分払出来高検査・指定部分完了検査・中間技術検査・工事完了検査を行うとき
 - ⑤ 工事が期限内に完成できないと推測されるとき
 - ⑥ その他不測の場合、または疑義のあるとき

(3) 報告

- ・ 施工期間中及び工事完了時に次の事項を遅滞なく監督員、事業主管課に報告すること。
 - ① 工事監督日報 … 一週間ごとに提出
 - ② 工事監督月報 … 翌月の初めに提出
 - ③ 各種試験成績表 … 試験後速やかに提出
 - ④ 各種施工図等 … 確認後速やかに提出

5. 資料の供与及び貸与等

募集要項による。

6. 注意事項等

- ・ 本仕様書における「業務水準」とは設計・施工一括契約書による。
- ・ 本業務実施にあたっての適用基準等は、要求水準書による。
- ・ 工事を安全かつ円滑に進めるための工事施工者への指導、監督等、現場の安全衛生管理等については、特に留意すること。
- ・ 工事に先立ち、施工者より提出される工事工程及び施工計画（安全計画を含む。）について精査し、監督員及び事業主管課と十分協議し、着手すること。
- ・ 本業務のうち、立会が必要な業務については、その状況がわかるよう写真を撮影させること。

- ・日報は、現場作業等がない場合でも作成すること（内容として「作業なし」等可）。
- ・部分払出来高検査・指定部分完了検査・中間技術検査・工事完了検査に立会すること。
- ・工事監督期間は本工事の施工期間であり工事監督業務は工事完了後、受渡し完了まで継続して行うこと。
- ・業務の一部を第三者へ委任しようとするときは、あらかじめ「再委託承諾申請書」を監督員へ提出し、承諾を受けること。
- ・建築士法に基づく工事監理が必要な場合は、担当技術者の中から発注者の認める者を建築基準法に基づく工事監理者とすること。
- ・貸与品等は、募集要項による。
- ・必要に応じて、別途業務事業者と協議・調整を行うこと。

7. 共通仕様書の読み替え

- ・ 共通仕様書は、以下の通り読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
業務遂行責任者	工事監督業務遂行責任者
工事請負契約	設計・施工一括契約書
6. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	6. 「契約図書」とは、契約書及び業務水準をいう。
設計図書	業務水準（ただし、第2章以降に限る）
工事監督業務委託に関する契約書	設計・施工一括契約書
入札等参加者	公募への応募者
工事監督業務の入札等に参加する者	公募への応募者
14. 「対象工事の設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	14. 「対象工事の設計図書等」とは、契約書の規定により定められた業務水準、設計成果物、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
対象工事の設計図書	対象工事の設計図書等
工期	施工期間
契約締結後	工事監督業務着手後
業務委託料	工事監理費
契約書第5条1項	契約書第●条●項
契約書第6条	契約書第●条
契約書第6条第2項	契約書第●条第●項

契約書第7条	契約書第●条
契約書第7条第2項	契約書第●条第●項
契約書第9条	契約書第●条
<p>3. 15 条件変更等</p> <p>1. 受注者は、設計図書に明示されていない履行条件について契約書第11条第1項第5号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規程に適合すると認められた場合、は契約書第11条第1項の規程により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>2. 監督員が、受注者に対して契約書第11条に定める設計図書の訂正又は変更を行う場合、契約書第12条に規定する設計図書の変更を行う場合は、書面によるものとする。</p>	<p>3. 15 条件変更等</p> <p>1. 受注者は、業務水準及び設計成果物に明示されていない履行条件について契約書第●条第●項第●号に定める「予期することのできない特別な状態」が生じたと判断し、発注者と協議して当該規程に適合すると認められた場合、は契約書第●条第1項の規程により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>2. 監督員が、受注者に対して契約書第●条に定める業務水準又は設計成果物の訂正又は変更を行う場合、契約書第●条に規定する業務水準又は設計成果物の変更を行う場合は、書面によるものとする。</p>
契約書第11条、第14条及び第15条	契約書第●条、第●条及び第●条
契約書第13条第1項	契約書第●条第●項
契約書第14条	契約書第●条
契約書第21条	契約書第●条
契約書第22条第2項により第21条を準用した規定	契約書第●条第●項により第●条を準用した規定
業務完了届	工事監督業務完了届

別表 委託内容の説明（本件対象項目は右に「○」、対象外項目は「-」）

業務内容の項目			
工 事 監 督 に	(1) 工事監督方針の説明等	(i) 工事監督方針の説明	○
		(ii) 工事監督方法変更の場合の協議	○
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	○
		(ii) 質疑書の検討	○
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	○
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び	○

係 る 業 務		報告	
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		○
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		○
工 事 監 督 に 関 す る そ の 他 業 務	(6) 工事監督業務報告書等の提出、省エネ基準工事監理報告書等の提出		○
	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		—
	(2) 工程表の検討及び報告		○
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		○
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	○
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	○
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	—
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		—
	(6) 関係機関の検査の立会い等		○
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	—
(ii) 最終支払い請求の審査		—	

委託説明書(建築・設備・火葬炉設計)

1. 一般事項

- 管理技術者の資格は、一級建築士とすること。
- 担当技術者の資格は、以下いずれかにすること。
 - ・ 建築設備士
 - ・ 技術士（ただし、該当する部門）
 - ・ 一級建築士（建築のみ）
 - ・ 1級又は2級管工事施工管理技士（機械のみ）
 - ・ 1級又は2級電気工事施工管理技士（電気のみ）
 - ・ 設備設計一級建築士
 - ・ 空気調和衛生工学会設備士（機械のみ）
 - ・ 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者（電気のみ）
 - ・ 学校、学科種別ごとに必要な下表に定める実務経験年数を持つもの

学校種別	指定学科（※）	指定学科以外
大学	3年以上	4年6か月以上
短期大学、高等専門学校	5年以上	7年6か月以上
高等学校	9年以上	10年6か月以上
その他	14年以上	

※指定学科は、施工技術検定規則第2条の「電気工事施工管理」又は「管工事施工管理」による

- 受注者は、設計の工程毎もしくは段階毎に協議又は報告を文書にて行い、議事録としてまとめてその都度提出すること。（疑義を生じた場合も同様とする。）
- 設計業務に際しては、必ず現場調査を行うこと。特に敷地の高低差、建物の配置、仮設物の設置（安全施設、動力用水等の引き込みの可否、進入路等）、敷地の周辺環境、その他必要な事項について調査を行い、報告書を提出すること。
- 現場調査個所は写真を撮影し、打合せ時に報告書として提出すること。
- 仕様、材料については、事前に監督員と協議を行うこと。特に品質の確保に努めること。また、シックハウス対策に配慮した材料、仕様を選定し、設計を行うこと。
- 設計CADによる作図とし、設計書に基づき図面データを印刷したもの、および図面データ（CADのオリジナルデータ、SXF（s f c）形式データ及びPDFデータ）を保存したCD-R等を提出すること。

- CAD データは、Jw-cad にて適切に表示されることを確認した上で提出すること。
- 管理技術者は、設計業務の完了検査に必ず立ち会い、検査員への説明や質問への対応を行うこと。

2. 設計（計画通知等の手続きを含む）

- 設計にあたっては、関連部署と必要な協議を行うこと。
- 当該敷地における建築物等に関する規制等を確認の上で許可申請等の有無を判断し、許可申請等が必要な場合は、申請用関係書類の作成は受注者において行うこと。
- 関係法令に伴う許可申請等の手数料は市が負担するが、設計図書の不備等事業者の責による再申請等が必要になった場合の手数料については、受注者負担とする。
- 必要に応じて建築物省エネ法に係る計画図書の作成及び所管行政庁への手続きを行い、省エネ適合判定通知書の交付を受けること。
- 仮設計画は設計時に施設管理者及び監督員との協議によること。

3. 積算・内訳書

- 設計図面相互間、及び設計図と内訳明細書間の記載、又は数量等の食違いが無いように充分精査すること。
- 積算業務については、「建築数量積算基準・同解説」（建築工事建築数量積算研究会制定）、「公共建築工事積算基準の解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「積算の手引き」（福岡市財政局技術監理部技術監理課）により作成すること。

4. 構造

- 規模により構造検討が必要になる場合があるため、必要に応じて構造および構造計算書を作成すること。
- 構造は「建築構造設計基準及び同解説」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「建築構造設計の手引き」（福岡市財政局技術監理部技術監理課）により作成すること。
- 構造計算書は、「完成図書等作成要領」（福岡市財政局技術監理部技術監理課）により作成すること。

現場説明書(建築・設備・火葬炉工事)

1. 近隣への配慮等

- 近隣施設・近隣住民等に対し、あらかじめ工事に係る説明を行うこと。また、工事に係る意見等があった場合は誠実に対応し、結果を監督員に報告すること。
- 工事により、他者（建物や道路等を含む）に損害（騒音、粉じん等による損害含む）を与えた場合はただちに監督員に報告するとともに、賠償等について請負業者において措置すること。また、措置の経過及び結果を監督員に報告すること。
- 周辺建物や井戸水等に係る工事に起因する恐れのある損害に対するため、必要な事前調査を行い、記録・保管すること。
- 施設利用者、近隣住民等向けの作業予定看板等を設置すること。
- 騒音防止のため、外部足場に設ける養生シートは防音性能を持つものとする。

2. 安全対策等

- 供用中の施設における工事であることを踏まえ、施設利用者等に危険を及ぼさないように、必要な安全対策を講じること。なお、施工計画書にこれらの安全計画書を含むこと。
- 仮設計画書は監督員との協議によること。
- 供用中の施設における工事であることを踏まえ、必要に応じて交通安全誘導員を配置すること。
- 施工中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針（国土交通省）」及び「労働安全衛生規則」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故防止に努め、特に高所作業については安全措置を確実に講じること。
- 施工中の安全対策のための設備（AED や風速計など）を設けること。
- 足場における事故防止のための措置（例：設置解体に置ける大組・大払い工法の採用、階段段鼻への蛍光テープの設置など）を行うこと。また、強風時等における倒壊事故等の防止措置を図ること。
- 高所作業の施工範囲の地上部分においても、落下事故防止のため安全措置を確実に講じること。
- 「職場における熱中症予防対策マニュアル（厚生労働省）」等を参考に、熱中症等の予防のための作業環境（例：現場詰所へのエアコン、冷水機、製氷機の設置など）を整えること。

3. 施工における留意点

- 関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、速やかに許可、届出及び手続等を行うこと。
- 下請契約を締結した場合は、その金額に関わらずその都度施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
- 国土交通省令に従って施工体系図を作成し、施工体制台帳に添付すること。
- 工事標示板、労災保険成立票、建設業の許可票、建退共加入標識、施工体系図、緊急連絡先等を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げること。
- 工事施工においては、低騒音型建設機械を使用すること。なお、使用する機械については、施行計画書に記載するとともに「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出すること。（機種及び規格は、低騒音型建設機械の指定に関する規定（平成9年7月31日建設省告示第1536号）による。）
- 建設機械は、国土交通省が指定する「排出ガス対策型（2次基準）」以上の性能を満たした機械を使用すること。なお、使用する機械については、施工計画書に記載するとともに、施工計画書での記載及び工事写真の提出をすること。
- 不法無線局を設置した車両等は、工事現場に出入りさせないこと。
- 施工中の安全確保については「建築工事安全施工技術指針」及び「労働安全衛生規則」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努め、特に高所作業については安全措置を確実に講じること。また、高所作業の施工範囲の地上部分においても落下事故防止のため安全措置を確実に講ずること。
- 次の工事に着手する前に、監督員の指定する技能士届に資格を証明する資料を添付の上、監督員に提出し承諾を得ること。

1級とび技能士（仮設工事）、1級鉄筋施工技能士（鉄筋工事）、1級型枠施工技能士（コンクリート工事）、1級コンクリート圧送施工技能士（コンクリート工事）、1級防水施工技能士（防水工事）、1級タイル張り技能士（タイル工事）、1級建築大工技能士（木工事）、1級建築板金技能士（屋根及びとい工事）、1級左官技能士（左官工事）、1級サッシ施工技能士（建具工事）、1級ガラス施工技能士（建具工事）、1級塗装技能士（塗装工事）、1級内装仕上げ技能士（内装工事）〔但し、該当しない工事については除く〕

○室内空気汚染物質測定については、次のとおりとすること。

- 「化学物質の室内空気中の濃度測定要領（福岡市）」により、完成検査前に測定を行うこと（該当箇所や位置は監督員と協議）
- 基準値を超えた場合は、請負業者の責において原因調査及び対策（換気、消臭、マット等）を行い、基準値に収まるまで再度測定を行うこと。
- 測定器具及び分析費用は請負業者負担とする。

○請負者は、公募時の技術提案内容を除き、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。

○契約不適合期間終了時には自主点検を行い、自主点検報告書を速やかに提出すること。必要に応じて、市が検査を行う場合は、立ち会うこと。

4. 建設リサイクル法及び廃棄物等

- 本工事は建設リサイクル法対象工事であるため、適切な手続き等を行うこと。
- 工事において発生するコンクリート、アスファルト及び木材等は、認定再資源化施設（中間処理施設）へ適切に搬出すること。
- 残土処分が500m³以上発生する場合、残土処分は表1「指定処分場または建設発生土リサイクルプラント」に記載の指定処分場、建設発生土リサイクルプラントのいずれかとし、詳細は監督員と協議を行うこと。
- 石綿(アスベスト)事前調査は所定の資格者等が行い、石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び福岡市環境局へ報告を行うこと。

5. 建設業退職金共済

- 建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、必要な対応を行うこと。
- 業務着手後1か月以内に、報告書と掛金収納書を提出すること。
- 業務完了届提出時に、報告書及び発注者用掛金収納書を提出すること。
- 証紙については、対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い、必要枚数を購入すること。ただし、対象労働者及び就労日数の把握が困難な場合は、『共済証紙購入の考え方』を参考にすること。

6. その他

○本工事は、請負者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象となる可能性がある。なお、対象工事となった場合には、調査票を監督員から配布する。

現場説明書（工事監督業務）

※ 本事業では、現場説明会は行いません。

- 監督業務は、「福岡市建築工事委託監督の手引き」に基づき行うこと。
- 監督項目は、工事設計図書の「建築工事監督基準」によるもののほか、必要に応じ「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書電気設備工事編」、「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」によるものとする。
- 施工業務の受注者との提出書類等については、工事監督業務遂行責任者及び担当技術者（以下、「委託監督員等」という。）が内容を十分確認し、速やかに監督員に提出すること。
- 工事が施工期間内に必ず完了するように、委託監督員等は施工業務の受注者と事前に十分協議、検討のうえ必要な措置を講じること。
- 委託監督員等は、工事着工前に必ず施工業務の受注者と現場調査を行うこと。特に敷地の高低差、建物の配置、仮設物の設置（安全施設、動力用水等の引き込みの可否、進入路等）、敷地の周辺環境、その他必要な事項について調査を行い、施工業務の受注者を指導すること。
- 協議、指示については、指定の様式により議事録を作成すること。
- 建設業法に基づく「施工体制台帳」の確認を行い、不備等があれば、施工業務の受注者に修正させること。
- 色の選定等については、見本2案以上を作成させ、監督員に確認の上決定すること。
- 機器の承諾時や製作完了後の必要な試験のうち、現地での確認が困難な場合で監督員が指示する機器については、委託監督員等は工場にて確認を行うこと。
- 施工図、施工要領、施工報告等について速やかに確認して承認し、監督員に提出すること。
- 現場で事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、直ちに監督員へ報告するとともに現地確認を行い、適切な処置を図ること。
- 工事に伴う近隣よりの苦情等には施工業務の受注者とともに真摯に対応し、直ちに監督員に報告すること。